

【廃止】(固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳)

旧 10-2-2 法人が国庫補助金等の交付を受けた日の属する事業年度前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においてその交付の目的に適合する固定資産の取得等をしている場合には、その交付を受けた事業年度において当該固定資産につき法第42条第1項又は第5項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定を適用することができる。
この場合における圧縮限度額は、これらの規定にかかわらず、令第82条（特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮限度額）の規定に準じて計算した金額による。

(注) 1 特別償却準備金の積立ての対象とした固定資産についてその積み立てた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）後の事業年度において国庫補助金等の交付を受け、又はその返還を要しないことが確定した場合における法第42条第1項若しくは第5項又は第44条第1項若しくは第4項（特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等）の規定の適用上、その圧縮限度額は、次の算式により計算した金額によるものとする。

(算式)

$$\left[\frac{\text{国庫補助金等の交付を受け、又はその返還を要しないことが確定した時における当該固定資産の帳簿価額}}{\text{その交付を受け、又は返還を要しないことが確定した時ににおける当該固定資産に係る特別償却準備金の残額}} \right] \times \frac{\text{その交付を受け、又は返還を要しないことが確定した国庫補助金等の額（分母の金額を限度とする。）}}{\text{当該固定資産の取得等に要した金額}}$$

2 当該固定資産について国庫補助金等の交付を受け、又はその返還を要しないことが確定した日の属する事業年度の直前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）から繰り越された特別償却不足額（特別償却準備金の積立て不足額を含む。以下10-2-2において同じ。）があるときは、当該特別償却不足額の生じた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において圧縮記帳をしたものとした場合に計算される特別償却限度額を基礎として当該繰り越された特別償却不足額を修正するものとする。

【解説】

1 令和4年度の税制改正前の法人税法第42条の規定による国庫補助金等の圧縮記帳は、その規定の上では、補助金等の交付を受けた後に目的資産を取得する場合だけが想定されているところ、実際には、補助金等の交付を受ける前に目的資産を先行的に取得する場合もあり得るため、改正前の本通達では、目的資産を先行取得した場合にも圧縮記帳ができるることを明らかにしていた。

- 2 令和4年度の税制改正において、国庫補助金等の交付を受けた事業年度前に取得又は改良をしたその交付の目的に適合した固定資産について、法令上、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の適用があることが明確化されたため、本通達を廃止する。
- 3 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等についても同様の改正が行われたことを踏まえ、法人税基本通達の次に掲げる取扱いについても同様の改正を行っている。
 - (1) 10-3-2 《固定資産の取得の後に工事負担金を受けた場合の圧縮記帳》
 - (2) 10-4-1 の(1) 《2以上の事業年度にわたり納付金が納付される場合の圧縮記帳》
 - (3) 10-5-8 《先行取得した代替資産等についての圧縮額の損金算入》